

第2回日韓中青少年冬季スポーツ交流 実施要項 (案)

＝スポーツ庁国庫補助事業＝

1. 目的

日本、韓国、中国の3カ国の青少年が、スポーツ交流を通じて多様な考え方や異文化に触れる機会を創出し、東アジア地域の平和と友好に満ちた社会の構築に寄与する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人北海道スポーツ協会

3. 共催 (予定)

公益財団法人全日本スキー連盟、公益財団法人日本スケート連盟、
公益財団法人日本アイスホッケー連盟、公益社団法人日本カーリング協会
公益財団法人日本中学校体育連盟

4. 主管 (予定)

公益財団法人北海道スキー連盟、一般財団法人北海道スケート連盟、
一般財団法人北海道アイスホッケー連盟、一般社団法人北海道カーリング協会

5. 後援

未定

6. 期日

令和8(2026)年2月23日(月・祝)～28日(土)

7. 開催地

北海道 札幌市ほか

8. 実施競技

スキー(アルペン、クロスカントリー)、スケート(スピード、ショートトラック)、
アイスホッケー、カーリング

9. 編成表

派遣対象(148名/4競技6種目)

競技 種目	スキー		スケート		アイスホッケー	カーリング	本部 役員	合計
	アルペン	クロス カントリー	スピード	ショート トラック	-	-		
選手(男子)	8	6	10	8	22	5	-	59
選手(女子)	8	6	10	8	22	5	-	59
指導者	3	3	3	3	8	3	-	23
本部役員	-	-	-	-	-	-	7	7
合計	19	15	23	19	52	13	7	148

10. 参加資格

交流期間中の全日程・各種活動への参加に支障がなく、国際交流において日本選手団としてふさわしい態度・行動をとることができる者で、それぞれ以下の条件を満たす者。

(1) 選手：

① 北海道スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者。

ただし、北海道スポーツ協会からの推薦が困難な事態が生じた場合は、日本スポーツ協会との協議の上、実施競技の中央競技団体からの推薦を認める。

② 令和7(2025)年4月1日現在、12～15歳の中学生(平成22(2010)年4月2日から平成25(2013)年4月1日までに出生した者)。

(2) 指導者：

① 北海道スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者。

ただし、北海道スポーツ協会からの推薦が困難な事態が生じた場合は、日本スポーツ協会との協議の上、実施競技の中央競技団体からの推薦を認める。

② 令和7(2025)年4月1日現在、原則30～70歳までの者。

③ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、コーチ1以上の競技別資格を有する者、または、日本スポーツ協会が特別に認めた者。

※参加申込みの際は、資格を証明する登録証の写しを添付すること。

(3) 本部役員：

① 日本スポーツ協会が選定する者と北海道スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者。

11. 経費

(1) 参加料として、選手一人15,000円、指導者一人15,000円の自己負担(正規団員のみ)。

(2) 下記の経費は日本スポーツ協会が負担する。

① 各国選手団の宿泊費・食事経費並びに公式プログラム中の移動経費

② 競技会の運営・使用に係る経費

③ 各種レセプション・関係会議開催経費

④ 文化探訪等施設入場料等

⑤ 日本選手団ユニフォーム作成経費

※但し競技用ユニフォームは参加者またはチーム等が準備する。

⑥ その他交流の実施に係り日本スポーツ協会が認めた経費

※交流の実施に係る基本的業務は、日本スポーツ協会から受入交流実施都道府県スポーツ協会に委託し、経費処理の要領は別に定める。

(3) 以下の経費は参加者が負担する。

① 自宅から受入実施都道府県スポーツ協会が定める集合場所、または自宅から日本スポーツ協会が指定する駅までの移動に係る経費

② その他個人に係る諸経費(電話代、ルームサービス代等)

12. 審判・競技規則

(1) 審判員は開催国が選任する審判員とする。

(2) 競技会は親善競技とし、競技規則は最新の国際競技連盟規則を適用する。

ただし、各国間相互の合意を持って変更することができる。

13. その他

(1) 参加者は、国際交流の意義を理解し、開催国の生活文化を理解するとともに、友愛の念を持って他の参加者と積極的に交流すること。

(2) 参加者は、フェアプレーの行動・精神を実践するとともに、国際的なマナーを守り、競技会においては規則を遵守しなければならない。特に、試合中の審判の裁定は絶対のこととし、これを不服として不満の態度を示すこと、抗議をすることがあってはならない。